

## 会 議 録

会議の名称	第1回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課
開催日時	平成30年4月24日(火) 9時45分～11時30分
開催場所	大牟田市役所北別館4階 第1委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0人
出席委員	道山 治延(会長) 竹本 安伸(副会長) 東 隆也 藤井 チヨ子 湯村 しおり
事務局職員 職氏名	総務課 企画担当課長 古家 真弓 同 主査 山田 寿美子 同 担当 江崎 博史
会議次第	1 議事 ① 保有個人情報等の取扱いについて(諮問) ② 保有個人情報等の特例扱いに関する類型の見直しについて(諮問) ③ 保有個人情報等の取扱いについて(報告) ④ 個人情報取扱事務の届出について(報告) ⑤ 平成29年度運用状況について(報告)
会議の概要	1 議事 ① 保有個人情報等の取扱いについて諮問した。 ② 保有個人情報等の特例扱いに関する類型の見直しについて諮問した。 ③ 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 ④ 個人情報取扱事務の届出について報告した。 ⑤ 平成29年度の運用状況について報告した。

## 審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事①保有個人情報等の取扱いの諮問の1件目、保険年金課が健康長寿支援課に保有個人情報の目的外利用をすることについて説明を。
健康長寿支援課	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	必要な情報は、宛名番号だけか、氏名等も含むか。
健康長寿支援課	宛名番号のみである。
委員	資料に電子データと記載されているのは、宛名番号か。
健康長寿支援課	はい。
委員	宛名番号は、毎年取得し直すのか。
健康長寿支援課	はい。
委員	宛名番号の突合作業が終わったら消去し、また必要なときは取得するというサイクルか。
健康長寿支援課	例えば、5月1日に宛名番号のデータを取得するが、年度末までがん検診があるので、結果的には通年データを保有した状態になる。次年度の宛名番号データを取得する際に入れ替えるイメージである。
委員	常時宛名番号を保有している状態になるが。

健康長寿支援課	はい。ただ、常時連携ではなく、国へのがん検診受診率報告は一定時点でのものなので、4月30日時点のみの取得を予定している。
会長	保険年金課と健康長寿支援課のシステムは、どのようなシステム構成か。
健康長寿支援課	保険年金課のシステムについては正確には把握していないが、それぞれ別のサーバがあり閉じた空間でシステム管理を行っている。健康長寿支援課のシステムは、住基システムと連携しているため死亡等の情報は常時更新しているが、保険年金課のシステムとは連携していないので別の提供が必要となる。
会長	毎年更新ということは、毎年このような手続きをするのか。
事務局	いいえ、諮問は初回のみ行い、以後は諮問不要としている。
委員	利用目的は、がん検診受診率を把握することであり、それ以外に利用しないということによいか。
健康長寿支援課	はい。
委員	がん検診受診者の情報データはすでにあるのか。
健康長寿支援課	はい。がん検診受診者の情報は随時入力しており、システムに保有している。
委員	検診が勧奨されているのだろうが、受診のデータはどうやって取得しているのか。
健康長寿支援課	市が実施しているがん検診は、各医療機関での受診と集団検診での受診と2種類があり、受診実績が報告されるため、従来から随時取り込んでいるデータが存在する。ただ、国民健康保険の被保険者である情報が入っていないため、項目を追加するもの。
委員	がん検診は対象年齢が決まっているよね。
健康長寿支援課	市が実施しているがん検診は、広報おおむた等で周知しているとおり、40歳以上が多い。国民健康保険の被保険者だけでなく誰でも受診できるので、もっと多くの方に受診していただきたいが、費用の問題もあり受診率向上につながっていない。
委員	国民健康保険の被保険者であっても、市のがん検診を受診せず、例えば市外で受診している人の分は受診率として計上できないことになるのか。
健康長寿支援課	はい、情報を収集できないので計上できない。大牟田市内の受診の場合のみ把握できる。
委員	何%くらいの受診率があるか。
健康長寿支援課	20%弱ほどである。胃がん 19.9%、大腸がん 17.1%、肺がん 10%、子宮頸がん 33%、乳がん 38%となっているが、これはアンケートによる数字である。住民基本台帳上における受診率は2~3%であり、他市町村に比べ低いのが課題と理解している。
委員	個人的に人間ドックでがん検診を受診した場合は、受診率として計上されるのか。
健康長寿支援課	いいえ、人間ドックの場合は、受診率には入らない。
会長	他に質問や意見はないか。
委員 全員	<なし>

会長 健康長寿支援課 会長 委員	説明をありがとう。 (健康長寿支援課退室) 諮問についての意見を。 目的が受診率算定のためなので、データをもとに未受診者へ通知を出すことなどには使えないということによいか。諮問により、どの目的まで承認するかが問題と思うので、範囲を特定したいのだが。
事務局	国が求めている国民健康保険の被保険者のがん検診受診率を算出したいということ、それにより他市との比較ができるため、大牟田市としても受診率アップに向けて取り組んでいきたいとのことであった。
委員	利用目的を受診率の算定のために限定して承認する答申によいか。
事務局 会長	はい。 目的を限定するかどうか。受診率算定のためだけを承認するとするか。
事務局	今の段階では、未受診者へ通知することまでは考えていないようだ。受診率アップに向け、広報おおむたやホームページで紹介していくとのこと。
委員	受診率を啓発に使うのみであれば、ある程度限定してもよいか。
事務局 会長	はい。 この件については、公益上特に必要があるため、受診率を算出する場合に限り目的外利用を行ってよいか。
委員全員 会長	<了承> この件は、受診率を算出する場合に限り、目的外利用を行ってよいものと認める。
会長 大牟田市立病院 会長 委員	議事①保有個人情報等の取扱い(諮問)の2件目、市立病院が電子計算機の結合をすることについて説明を。 (資料に基づき説明) 質問や意見はないか。
大牟田市立病院	5ページに「有事の際に情報公開を実施します」とあるが、公開先の範囲はどこまでか。
委員	福岡県医師会が想定しているのは、ノートパソコン等により自院で使う仕組みである。広域的な災害になれば、当院で受診歴のある患者の情報を見せることも可能とは思いますが、どこにでも見せる仕組みではない。 有事の際に参照するとき、承諾した人のみを利用する登録制度のようなものはあるか。
大牟田市立病院 委員	災害時なので、ない。 福岡県医師会に提供されるデータとして、診療記録と診療報酬請求情報があるが、診療報酬請求情報も提供されるのか。
大牟田市立病院 委員	はい。月に1回請求したものをバックアップする仕組みになっている。 災害時に備え、カルテ等の身体的な記録が共有できるようということであれば、診療報酬請求情報については必要性がないと思われる。災害時は、病歴が分からなくなるので保存するのではないかと。必要最低限という意味では診

大牟田市立病院	療記録以外は必要ないのではないか。
委員	電子カルテを保有していない97病院がこのバックアップ事業に参加しているが、福岡県医師会としては、診療報酬請求情報もバックアップしてほしいと要請している。自院は電子カルテなので、カルテ情報さえあればよい。
大牟田市立病院	画像は記録されるのか。
委員	いいえ、画像を撮った旨の記録のみである。
委員	このバックアップ事業に参加している病院で、診療報酬請求情報については提供していないところはあるのか。
大牟田市立病院	はい、ある。
会長	接続方法はどうなっているか。
大牟田市立病院	2回線常時接続となっている。
会長	了解。
委員	診療報酬請求情報まで提供する必要があるのか、災害時バックアップという目的との関係に疑問が残るのだが。
会長	災害時に、大牟田市立病院がバックアップを使って診療を再開したり、避難所等で利用したりとかあると思うが、そのときにレセプトが必要かということ。診療報酬を徴収したりするのであれば国保加入者であるなどの情報が必要かもしれないが、それ以外のところで必要かどうか。復旧も、診療情報のデータがあれば再構築は不可能ではないから、どうだろうか。
大牟田市立病院	もう少し詳しく言うと、診療報酬請求情報については、現在は暗号化してUSBで送っているが、バックアップしてもらおうとUSBで送る必要がなくなり、手間が省けるし、現在と同様に暗号化して利用されると思う。
委員	でも結局利用される訳だよ。そのあたりは、結合や提供の目的との関連はどうなのかなと思う。
大牟田市立病院	診療報酬請求情報を利用される時は、暗号化して個人を特定できない形で利用される。
委員	災害時以外のものに利用する場合は、各病院と医師会の間で何かやり取りをしてされるわけだよ。
会長	すでに別の協定か何かで実施しているのだよね。
大牟田市立病院	はい。
会長	個人情報ではなく、単なる数字の情報として提供しているわけだよ。
大牟田市立病院	はい、診療報酬改定の影響調査のようなもので実施している。
会長	他はいかがか。
委員	診療報酬請求情報については、特別必要ではない感じがする。
会長	阪神・淡路大震災の際、データ復元するのは大変だったと聞いている。そこでバックアップデータがあれば短時間で復元できるので、確かにメリットがある。
委員	純粹にバックアップとしての簡便さがあるならよいが。
事務局	災害時バックアップのみで利用するという条件のもと、診療記録と診療報酬請求情報の両方の結合を承認いただければと思うがいかがか。
会長	では、条件付きで電子計算機の結合を行ってよいと認めるということによいか。

委員	目的として、バックアップのためという限定をかけるよね。後に診療報酬請求情報について、USBを廃止して結合データを利用しようとしたときに、利用できないのではないか。
大牟田市立病院	今後、福岡県医師会が、今USBで送っているデータではなく送信したデータを利用するときは、暗号化して利用する仕組みを構築しようと考えていると思う。
委員	福岡県医師会が、受信したデータを利用させてほしいと打診して来たときに、今回条件を限定することで、それはできないという回答になるよね。実際に、送信したデータの利用が必要になった場合、手続きの軽量化のために諮問することはできるか。
大牟田市立病院	はい。
会長	そういう方向でもよいか。
大牟田市立病院	はい。今USBで送っているデータではなく送信したデータを福岡県医師会が利用したいと言ってきたときには、再度諮問する。
会長	説明をありがとう。
大牟田市立病院	(大牟田市立病院退室)
会長	では、そういう方向でよいか。
委員 全員	<了承>
会長	この件は、災害時復旧対応の利便性を図るため、電子計算機の結合を行ってよいと認める。ただし、福岡県医師会が診療報酬請求情報を利用することについては制限することとする。
会長	議事②保有個人情報等の特例扱いに関する類型の見直しに係る諮問について、事務局から説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	類型(8)、(9)、(10)については、今後必要なので追加しようと考えているものか。
事務局	はい。
会長	条例改正の目的は何か。
事務局	主な目的は、個人情報保護法及び行政機関の保有する個人情報保護法が改正され、要配慮個人情報の取扱いが加わったため、同様に改正するもの。
会長	はい。要配慮個人情報の取扱いのためということだね。
委員	11ページの「その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録」とは何を想定しているのか。
会長	個人情報保護法に、人のゲノム解析情報等が含まれることになり、自治体でもこのような情報を取り扱うので、条例にも必要になったものだね。
事務局	大牟田市では、市立病院などが取り扱う可能性があると思う。
委員	個人識別符号とあるが何か。
事務局	健康保険証の記号・番号、運転免許証の番号などが該当する。なお、個人情報の定義は、第2条第2項第1号で個人識別符号を除き、同第2号で個人識別符号が含まれるも

委員	のと別に明記したものとなっている。
事務局	8ページの収集を制限する個人情報の類型2-(9)の争訟等はかなり広いが、これは無限に該当するのではないか。
委員	裁判資料等の中に、思想・信条に関する情報や病歴・犯罪歴の情報が必要で記載がなされている場合がある。そうしたときに、それらを除外して裁判に使用するのではなく、争訟等では、必要に応じて収集を制限する個人情報も使用する場合がある、という意味で類型に入れておきたいと考える。
事務局	争訟等は、自治体が当事者となる争訟を想定しているのか。
委員	はい。
事務局	争訟と関係のない個人情報が収集できるようになるわけだね。例えば民事裁判なのに、これがあれば犯罪歴を収集できるということか。
委員	はい、裁判のために必要があればということになる。
事務局	必要性は誰が判断するのか。取得者が判断することになるよね。
委員	大牟田市側も相手側も裁判に勝つために最大限必要な情報を収集するなかで、大牟田市側も裁判に臨むために必要だと判断した場合には、これらの情報を取得することがあり得る。
事務局	では、判断する側というのは大牟田市側でよいか。
委員	はい。
事務局	相手側の自由意志で提供される場合は、2-(1)に入るのではないか。
委員	2-(1)もそういうものではあるが、あくまでも例に記載しているとおり、相談、陳情、要望、意見、苦情等で相手側から収集する場合を2-(1)としている。争訟等において相手側から提供される場合は2-(9)に入れている。
事務局	争訟・交渉等と調整・裁決等の分類がよく分からない。争訟・交渉等は裁判や示談交渉ということだが、調整・裁決等は行政手続きにおけるものではないか。また、調整とは具体的に何の手続きを指しているのか。表の左側の類型は理解できるが、右の収集する理由又は必要性のところの調整・裁決等は、左側の類型とは関連性がないように思う。裁決は、行政のなかで通常どのような場合に行われるのか。
事務局	審査請求等で行われる。
委員	そうだね。では、調整とは何か。
事務局	調整という言葉も意味が広い。
会長	和解等を想定したのかと思ったが。調整は広いよね。
事務局	調整・裁決等の文言は、他自治体の類型を参考に引用している。
委員	8ページの類型2-(8)の撮影とは、どういう場合を想定しているか。
事務局	例えば、公民館行事等でカメラを廻しているときに、参加している車椅子の方が自然に映り込む場合があるかと

委員 事務局	<p>思われる。そのような場合を想定している。障害をお持ちの方に、一人ひとり撮影してよいか了承を得て撮影するということはできない場合もあるため、同意なく撮影が可能となるよう類型に規定しておきたい。</p> <p>同意なく撮影することができるのか。</p> <p>その方をズームで撮るわけではなく、行事全体の撮影などを想定している。</p>
委員 事務局	<p>例えば風景的なものとかそういうことか。</p> <p>はい。例えば広報おおむたやホームページに掲載する時には、なるべく顔がはっきり見えないように配慮すると思うが、市がそのようなデータを収集すること自体が制限の対象なので類型化しておきたい。</p>
委員 事務局 委員	<p>公表するかどうかは別問題ということになるか。</p> <p>はい。</p>
事務局	<p>8ページの類型2-(8)の撮影の項目も、どこからか引用したものか。</p> <p>個人情報保護法の施行令に、撮影することが可能となるようにされている。</p>
委員	<p>収集する理由又は必要性の2つ目下段、「公に認識されることは想定していると考えられる。」というところが引っかかるというか、そこまで言っているのかと思うがどうか。</p>
委員 事務局 委員 事務局	<p>一見して分かるのは、身体障害の方だけになるね。</p> <p>はい。</p> <p>何か他の言葉がないかとも思うが。</p> <p>これは、国の個人情報保護委員会の資料にある記載内容を引用している。</p>
会長 委員	<p>他に質問や意見はないか。</p> <p>類型2-(9)も、若干突出して広いような感じがするが大丈夫か。争訟・交渉というのと全て入ると思う。</p>
会長	<p>特に収集する理由又は必要性の1つ目上段「調整・裁決等における公正な判断」のところが、私も広いような気がする。争訟だったら分かるのだが。</p>
委員	<p>争訟だったら、事件が発生していないのに収集することはできないだろうから。</p>
会長	<p>おそらく、弁護士が受任されてその範囲で収集することになるので目的も特定されるが、それ以前だとよく分からなくなる。</p>
委員	<p>交渉というのは全て入ると思う。市民からのクレームにどう対応するかも交渉である。</p>
会長 委員 事務局	<p>この点は確かにそうだね。</p> <p>交渉に入らないものの方が少ないように思う。</p>
委員	<p>交渉のときに、例えば病歴を取り扱うものも想定されると考えている。</p> <p>交渉に当たって、市が相手の情報を必要と判断したら収集するということになる。例えば、何回かクレームを言って来る人に対して、調べようと思えば前科等についても類型2-(9)に該当させて収集できるということになる。それはかなり広いと思うので、重要な交渉とか限定できないか。</p>

事務局	つまり、すべての交渉ではなく限定したものでということか。
委員	市と何かを話せばすべて交渉が始まることになる。どういものを想定してその自治体は作成しているのか。やはり交渉が入っているのか。
事務局 会長	はい。 争訟等ではどうか。私も交渉は委員がおっしゃるとおり広いと思う。本当にこの類型がないと困るということであれば、どんなケースがあるのかなと思う。
委員	具体的にこういう時困るといものがあればなるほどとなると思う。
会長 事務局	争訟だったら理解できる。 主に裁判を想定した類型として設けようと考えているので、争訟等でも大丈夫だと思う。
委員	争訟等だったら調停も入ると思う。ただ、争訟等とすると、裁判所の手続きに乗らないものは普通は入らないので、示談交渉は入らなくなると思う。それは大丈夫か。
事務局	争訟等としたときに、等には何が含まれるのかという話になってくると、具体的に類型より下の要領を定めるわけではないので、その時々の実施機関の判断になってくるのかなというのはある。
委員	それは、裁決等にしても同様。審査請求があるのでそれが入っていないと困るという感覚はあるのだろうかと思うが。調整というのとはどのような手続きか。特に調整という行政的な用語があるわけではないよね。
事務局 委員	はい。 これは、市所有の土地について住民からクレームが来て、住民と調整をするなどの意味での調整でよいか。
事務局 委員	はい。 そのレベルで個人情報を取得する必要があるのか。
会長 事務局	要配慮個人情報を含む話だよな。 はい。公正な判断を行うために必要な場合のみということにはなる。
委員 事務局	調整の具体的な例示があるべきと思うが。 調整の事象が起こった場合に、その都度審議会への諮問を経なくてもよいように類型をまとめたうえで取扱いをしたいと考えている。大まかな例としては、苦情や相談などの例がある。
会長	争訟等のところは裁判が念頭にあると思う。裁決等が入ってくると審査請求も含むのだろうか。そのときに要配慮個人情報が広いかなという気がするね。例えば、大牟田市立病院に対する医療過誤訴訟などで必要だというなら分かるが、通常の行政でそのような事例があるのかという気がする。
委員	ちょっとした調整のために、思想・信条を調べる必要性があるかという問題になるよね。
会長 委員	そうだね。 ただ、他の自治体に入っているならば難しいね。例えばどこの自治体か。
事務局	福岡県である。実施機関側が安易な判断をしたり広い範



委員	<p>困で捉えたりしないように、事務局側も相談を受けて、類型の趣旨にのっとった形で取扱いをするよう指導を行っているところであり、改正後も同様に考えている。</p> <p>例えば、こういう類型で取り扱ったというのは何か報告があるか。</p>
事務局	<p>個別の報告はないが、個人情報取扱事務届出書の新規や変更があった際に審議会へ報告する。</p>
委員	<p>修正できないことはないよね。この程度で類型２－（９）により個人情報を収集してもらっては困るということ審議会で指摘すれば、次回から狭まっていくことになるよね。</p>
事務局	<p>はい。取扱いを見直すことになる。</p>
委員	<p>いったんこの類型２－（９）を入れると、外すことはなかなか難しいよね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>類型２－（９）の収集する理由又は必要性の欄にある調整は削除した方がよいと思う。調整はやはり広い気がする。</p>
委員	<p>交渉と調整は広い感じがするね。裁決は、裁決手続きの時と特定ができる。</p>
会長	<p>トラブル解決を行うに当たっての調整、つまり裁判以外の和解とか交渉を入れたいということであれば、何らかの言葉が必要だと思う。ただ、その時に個人情報が必要かという分からない。なぜ県はこれを入れたのか。裁判だったら何でも入ってくる可能性があるのだから分かるのだが。</p>
委員	<p>裁判であっても、一般であれば収集できないような情報を自治体だからといってどんどん収集してよいのかという問題はあと思う。</p>
会長	<p>確かにそうだね。ただ、それは別の問題かと思う。その裁判には弁護士が入っているだろうから。</p>
委員	<p>この件は、今日決めないといけないか。</p>
事務局	<p>はい。それでは、交渉と調整の文言を削除したところでまとめれば大丈夫か。</p>
会長	<p>大丈夫だが、それだと結構狭いと思うが。</p>
事務局	<p>今の段階では、裁判を想定してこの類型２－（９）を定めようとしていたし、すぐに利用することが想定されるわけではないので、今のところ大丈夫と思う。何か必要が出てきた時には、改正をお願いすることがあるかもしれない。</p>
会長	<p>他の委員の方、いかがか。</p>
委員	<p>行政の方がそれでよければいい。何かありそうな気がするのだけどね。</p>
事務局	<p>今は具体例がない状況なので、具体例が発生した時点でまた相談させていただくことにしておく。</p>
会長	<p>各委員、よろしいか。</p>
委員	<p>交渉と調整の文言を削除するというのであれば大丈夫だと思う。</p>
委員全員	<p>&lt;了承&gt;</p>
会長	<p>それでは、そのように修正したうえで類型の見直しを承認する。</p>

会長	議事③保有個人情報等の取扱いの報告について、事務局から説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	19 ページの市が保有する刑事情報とはどのようなものか。
事務局	犯罪歴である。
委員	犯罪歴は市民分全部があるのか。
事務局	市民課に送付されるものを市民課が保有している。
会長	28 ページのケースは初めて見たと思うが。
事務局	はい。初めてのもの。
会長	これは本人同意があったということか。
事務局	それは不明。都道府県の公安委員会が許可の基準に適合しているかどうかを確認するために、公文書の照会をすることができるという任意の照会規定に基づくもの。病院なので、その人には精神障害はないということを証明するための照会だと思う。
会長	私もそう思ったのだが、こういう場合本人が診断書を出すのではないかと思ったもので。なぜ照会をしてきたのかなと思った。
事務局	本来であれば、本人が診断書を添付して申請をするものと思われる。
委員	3-イ- (1) という適用類型は、運用状況報告書の冊子では何ページに記載されているか。
事務局	44 ページ。外部提供に係る類型の一番上にある。
会長	他に質問や意見はないか。
委員全員	<なし>
会長	議事④個人情報取扱事務の届出の報告について、事務局から説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	45・46 ページの独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事務の電子計算機の結合についてだが、(別紙) 電子計算機の結合の判断基準により判断するのか。
事務局	いいえ、これは法令で規定されているもの。
会長	この事務は、委任事務なのか。
事務局	いいえ、委任事務ではない。これまで紙で行っていたものを今後は電子で行うよう方法書が改正されたことにより、電子になったものである。市の教育委員会が行う事務ではあるが、委任事務ではない。
会長	事業そのものは、市の事業ではなく共済の事業になるのね。
事務局	はい。
会長	他に質問や意見はないか。
委員	45・46 ページの独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事務についてだが、今までは学校の養護教員が作成して教育委員会へ提出し、教育委員会から独立行

事務局	<p>政法人日本スポーツ振興センターへ提出していたと思うが、直接は誰がアクセスするのか。各学校の養護教員か。教育委員会学務課の職員が行うことになる。各学校からは、紙媒体で報告される。</p>
委員 事務局	<p>データはどこにあるのか。 教育委員会学務課の職員が入力し、独立行政法人日本スポーツ振興センターと結合された回線を通じて送信するという形になっている。</p>
会長 委員全員	<p>他に質問や意見はないか。 &lt;なし&gt;</p>
会長 事務局 会長 委員全員	<p>議事⑤平成 29 年度運用状況の報告について、事務局から説明を。 (資料に基づき説明) 質問や意見はないか。 &lt;なし&gt;</p>
会長	<p>以上で審議会を終了する。</p>